



平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会社名 片倉工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹内 彰雄
(コード:3001、東証第1部)
問合せ先 企画部長 柿本 勝博
(TEL. 03-6832-0223)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の当社第 106 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当事業の現状に即し事業内容の整備と明確化を図るとともに、今後の業容の拡大に伴う新たな事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するものであります。

さらに、平成 27 年 5 月 1 日に施行される改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、同法の施行日に現行定款第 27 条第 2 項（取締役の責任免除）および第 37 条第 2 項（監査役の責任免除）の一部を変更することとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 1. ～14. (条文省略) (新 設) <u>15.</u> 各前号に付帯関連する一切の事業	(目 的) 第 2 条 1. ～14. (現行どおり) <u>15.</u> 保育に関する事業 <u>16.</u> 各前号に付帯関連する一切の事業
第 3 条～第 26 条 (条文省略)	第 3 条～第 26 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第28条～第36条 （条文省略）</p> <p>(監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第38条～第40条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 27 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第28条～第36条 （現行どおり）</p> <p>(監査役の責任免除) 第 37 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第38条～第40条 （現行どおり）</p> <p>(附則) <u>第27条第2項および第37条第2項の変更は、平成27年5月1日にその効力が生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 3 月 27 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | |
| ① 第 2 条 | 平成 27 年 3 月 27 日 |
| ② 第 27 条第 2 項および第 37 条第 2 項 | 平成 27 年 5 月 1 日 |

以 上